

令和2年12月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年11月25日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 15時35分
- 5 出席者
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
その他の出席者
栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、加藤生涯学習課長
- 6 会議録署名委員
濱田委員、岡村委員

7 開 会

◎教育長

それではお揃いですので、ただいまから令和2年12月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時30分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和2年10月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濱田委員と岡村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長の報告をさせていただきます。レジュメのほうをご覧ください。

ただいまコロナの第三波がやってくるところでございますが、第二波、第三波の間にあたりますという時期でございましたので、各学校とも様々な活動をしてきています。

その中で、学校・地域の頑張りといいたしまして、ここにアからケまでの事例を用意しておきましたが、特にウ、山田中学校宮元七惺さん、学生科学賞というものを取っていただいたということでございます。内容は、音階を出す仕組みの分析ということで、県教育長賞も受賞しました。優秀賞にあたるものだと思っております。

続いて、キでございますが、高崎中学校のアンズ・ジョバナさん、「日本から母国へ思いはせ」というので、全国作文コンクールの県の代表、県最優秀賞に選ばれております。また全国でどのような賞を取ってくれるか楽しみでございます。

また、ケでございますけれども、笛水小中学校の藤原栞奈さん、九電小中学校の絵画コンクールで金賞を

受賞という形で、様々な文化活動でも頑張ってくれているところでございます。

そこに掲載している写真についてですが、有水小学校がべにはるかかのPR動画に挑戦というものが大きく写真で掲げてありますが、どこのPR動画かといいますと、博多大丸でございます。どうしてこれが実現できたかと言いますと、まず、べにはるかかというお芋ですけれども、それをJA都城から育ててみないかという話が実は最初にあったのだそうです。そのべにはるかかを育てているということと、博多大丸のほうからPR動画を撮りたいというようなことがあって、市のほうがその話を聞きつけまして、PR動画に参加してはどうかというようなことで、これが叶ったのだそうです。もうすぐしますと、このPR動画がインターネット上、それから博多大丸の大きなビジョン、そこに掲げられて放映されるそうでございます。

右上のちょっと小さめの写真ですが、今町小学校がプロのオーケストラを満喫したということで、なかなか文化活動がずっと自粛中でございまして、ようやくこういうことが再開され始めたところではございましたけれども、残念ながらまた自粛の方向に向かうのではないかと危惧しているところでございます。

右下は、美術館の武田館長が写っておりますけれども、自然文化遺跡、遺産を巡る旅という形で、都城の美術館が所有しております自然文化遺産に当たるものにつきましてピックアップし、それをコーナーごとに展示をしているという、非常にユニークな展示方法ということで、何回か新聞にも取り上げられました。一緒に写っているのが、大野重幸の「通潤橋」でございます。通潤橋も国指定の有形文化財になっております。

続きまして、2点目でございます。

去る11月19日に校長会が開かれました。校長会の折にお話をしたことににつきまして、委員の皆様方に学校訪問等もございまして、お知らせしておきたいと思っております。

まず、話題の発端は、「下着の色は白、マフラー禁止などの校則見直し提言」というもので、これはNHKで報道されたものでございます。11月13日の報道だと思っております。これは、佐賀県の弁護士会が指摘したものでございまして、教育委員会と市町村教育委員会に提言書をお渡しするということをやっております。

何が問題かと言いますと、髪型であれば、伸ばす場合、耳より後ろで結ぶか三つ編みにするという。それから、ヘアピンは細くなくてはならないとか、男子の左右非対称カット、ツーブロック、頭頂部を立てるなどは禁止というような髪型に対する規則、それから、服装におきましては、下着や靴下、靴と中敷きは白というふうな校則があるということ。ベルトの色は黒という決まり、くるぶしが出る丈の靴下は不可。マフラーやカーディガン禁止。それ以降、理論的にこれがなぜ駄目なのかというのが言えるかどうかということも含めてですけれども。

それから、学校外での行動としましては、校区外に出るときには原則として制服、飲食店やゲームセンター、カラオケ店などの立ち入り禁止、これは保護者同伴でも認めていないということがあります。友人宅への宿泊禁止でございます。

このことを校長先生方にお話をしたとき、校長先生方は校則として普通だろうというふうに、そういう顔をされていました。ただこの弁護士会がこれを提言書にまとめた経緯の最初は、下着の色は白ということで、制服の肩から紐を出させて、これは女性教師なのですけれども、それを確認するというそういう行為があったそうです。それは人権侵害ではないかと。この弁護士会は学校にどのような校則があるのかということを中心に調べた上で、この提言書を出したということでございます。

校長先生方にとっては、自分たちが生徒指導上歩んできた色々な道があって、そういうことをする子たちについては、例えば、教室の中に入れても暴れて、授業の妨げになるとか色々なことがありました。

そこで、対応案として、今考えておかなければならないのは、「生徒自治」に導くということではないかというお話をしたところでは。都城の子どもたちは今、非常に落ち着いた状況でございます。学校全体が荒れているという学校は、今ありません。そういう中で、学校がプライドを持って生徒会活動、児童会活動の

一つとして、学校の生徒としてより良く生きるために、どのような規則、どこまでを許してほしいのかとか、一番、規則を変えてもらいたいのは一体何なのか、どういうことなのかということを中心に児童・生徒自身に考えさせるということで、一つひとつやっていってください。いっぺんに変えることはまず不可能なので、一番変えてほしい校則というのは、子どもたちにとって何なのだろうか。

例えば、マフラーやカーディガンというものにつきましては、防寒ですので、それについてどう思うのかということも含めて、都城フィロソフィーというのがありますが、その中に、「みだしなみは人のため」という項目がございます。そういうことも十二分に活用していきながら、子どもたちの指導、そして、生徒自治に導いてほしいということでございます。

そこで、その話をした後でございますが、11月23日の朝日新聞なのですが、新聞をご覧になっていただきますでしょうか。「校則を変えたい、自分たちの力で」というそういう記事がたまたま出ておりました。これについてお話を加えさせていただきたいと思っております。

まずは、先ほども言ったように、下着は白、日焼け止めは禁止とかというようなことの校則について、朝日新聞がテーマにしたことなのですが、一年生のとき、髪の毛、長髪の子なので、この子はフリースクールにしょうがないので通いました。2年生の夏休み明けから学校に通いたいと希望しました。だが校長は、長髪で教室に入ることを認めず、保健室登校になってしまった。そういう色々なことがあって、プリントを持って来た教員が「髪の毛を切る気になった？」というその一言、それを尋ねたということで、今年4月に校長が変わって「髪の毛を結べば教室に入ってもいいですよ」ということになりました。根が本当に真面目な子で長髪の子も確かにいますので、こういうようなことになったのだと思いますが、これをやってしまうと、学習権の侵害に当たるわけです。そこを髪の毛が長いからだけで、学習権を侵害していいかとなったときに、学習権の侵害のほうが大きいので、これは問題になっていると思っております。

そこで、学校指導を見直す自治体もということで、これは熊本市の例が書いてあります。熊本市が調査をしたのだそうです。グラフのほうをご覧になっていただくと、校則を児童・生徒が作ったり、考えたりする場があるかということで、教職員はあると答えたのが約3割、ないと言ったのが約7割、小学生も28.7%、中学生が27.4%と非常に低い値なのです。高校生に至っては13.7%、ほぼほぼ学校の先生たちが決めてしまっているということでございます。

ですから、そういうことを考えると、校則をしっかりと自分事として子どもたちに考えさせていく。多分、本市でも大体同じような数字が出てくるのではないかと推察しておりますので、ぜひとも子どもたちの自治の一つとしての校則を繋いでいけばなと考えているところでございます。

では、レジュメの裏面のほうにまいります。

いよいよ一人一台の時代になるGIGAスクール構想につきまして、都城市学校CIO、最高情報責任者の略なのだそうですが、文部科学省がCIOという言葉を使っているのもそのまま使わせました、研修がありました。CIOというのは、チーフ・インフォメーション・オフィサーの略だそうです。

目的としましては、学校における情報管理者として、国のGIGAスクール構想と教育の情報化に関する動向や本市の目指す姿について理解をして、各学校でのICT活用推進する立場としての意識を高めてほしいということでございます。冒頭、私が挨拶をさせていただいたのですが、そのときに、重要なのはICTを活用することではなく、子どもを成長させるためにどう活用するかということでございます。そのようにお話をしました。

まずは、担当者が各学校に1名ずつは必ずいるのですが、その人だけに任せないように、チームを作って準備態勢を整えてほしいというお話。まずは、教員自身が活用して効果を実感することが有効であるということ。校長に求められるのは、教員の意欲を喚起することである。新しい事を始めるために、無駄を削ぎ落とす視点も必要であるということ。校長は自身の言葉で教員に説明できるようにしてほしいというお願いを

しました。ICTの活用状況を学校だけに閉じておらずに、学校外の外部へ発信することも必要になります。全ての子どもたち一人一台の時代になったのだということは、どの保護者も、どの地域の方々も多分、ご存知になられると思いますので、そういう点では発信を進めておくことです。

一人一台端末の実現に向けて必要となるステップ0というお話をしました。ステップ0というのは、写真の右上、一人一台端末、高速通信環境を活かした学びの変容イメージというのを、文部科学省の研究で出されたものですが、ステップ1、ステップ2、ステップ3というふうになっておりまして、ステップ1が、すぐにでも、どの教科でも、誰でも活かせる一人一台端末となっています。いきなりステップ1がこれなのです。これはかなり厳しいのではないですかと。そこに至るまでにステップ0のところをきちんと準備する必要がありますよねという話をしました。

左のほうのステップ0というところでございますけれども、例えば、今回から小学校では、教科書の中にQRコードが沢山入っております。中学校も全ての教科書にQRコードがありますので、まずそれを教員が使ってみるということ。それから、それ以外のコンテンツも使ってみる。デジタル化できるものを洗い出す。毎日子どもたちに使わせるアイデアを出していくというようなことを準備段階でやっていただいて、子どもたちが毎日何かを入力するとか、そういうようなデータはないのか。

例えば、日記を交換しておりますけれども、出来事を書いたものを、それをデジタル化できないのか。そうすれば、先生はいつでも、どこでもそれを見ることが出来る。ノートをいちいち持ち歩かないで済む。そういうふうな、両方にとってメリットのあるそういうようなやり方を今のうちから構想をしっかりと考えてほしいということをお願いしました。

その下の写真でございます。実際にCIO研修の写真でございますが、左手のほうの画面の奥のほうにプレゼンがあって、その横に人の顔が見えておりますけれども、これはGoogle社のインストラクターによるリモート講座でございます。あそこでGoogle社の方がお話をして、そして説明を受けているところでございます。右手のほうは、全ての校長先生に一台ずつの端末を使っていたりしながら、実感をしていただくところです。このときも、実際にこのパソコンは携帯電話回線で繋いでありまして、携帯電話と同じような形で使っていたりしております。

それを受けまして、今度は次の日だったと思いますが、都城市の授業力向上セミナーというものがあまして、情報教育担当者を集めて、もっと詳しくお話をさせていただきました。そういう中で、左のほうで一人一台端末と同じように使っていたりしながら実感をしていただいて、右手のほうですけれども、市議会議員の方々もお見えになりまして、奥のほうから音堅議員、別府議員、森りえ議員と一緒にやっていただきながら、どういうものなのかというものを実感していただいたところでございます。

その様子ですけれども、教育研究所通信がございますけれども、授業力向上セミナーというものは、今までは400人から500人規模で10講座ぐらいを用意してやっていたものですが、今年はコロナ禍にあたりまして、3講座のみに縮小してやったところでございます。

まずやったのが、外国語でございます。これは小学校外国語が今年から本格的に導入されています。4人の先生たちに外国語の講師になってもらったのですが、この4人の先生たちは外国語の専科の先生方です。都城市には4人の専科の先生がいらっしゃいます。

特別な教科道徳がもう始まっております。この道徳につきましては、祝吉中学校の有吉先生にお願いしたのですが、昨年、教職大学院へ半年間行ってもらって、道徳を研究していただきました。その有吉先生に講義を受け持っていただきました。

最後のICT活用につきましては、研究所のICT班の4人に講師になってもらって、やっていただいたところでございます。枠の下に、担当者の言葉というものがああります。田原先生が書いておりますけれども、研修部長をされていますがこのように書いております。今年も都城市内小・中学校の私たちの仲間が講師を

務め、運営し、手作りの充実したセミナーとなりました。コロナ禍にあつて3講座とはいえ、いずれの講座も講師による最新の情報やデータを含めた、周到で練られた準備と熱い語り、「受講者の真剣な眼差しがありました」というような感想が書かれてあります。また詳しくは後ほどお読みになっていただきたいと思ひます。

これまでのところで何かご質問等、ご意見等あれば、よろしくお願ひします。

○濱田委員

いよいよ始まったかという感じがしました。最初の CIO 研修ですが、今、教育長がお話しされたのはわかりましたけれども、どこが主催か教えていただけますか。

◎教育長

この CIO 研修は、都城市教育委員会の主催でございます、私が話した後、宮崎大学の、これは国のほうに講師を依頼するのです、文部科学省に。その講師として、宮崎大学の小林先生に来ていただきまして、小林先生が国の動向から、細かな今、宮崎県内でされているような事例を出していただきました。その後、校長研修と同じように、Google の方、こういうふうリモートでやるというような形でございます。

○濱田委員

Google 社の方は日本人ですか。

◎教育長

はい、日本人の方です。

○濱田委員

ありがとうございます。文部科学省のサポートを受けられるということですね。

◎教育長

文部科学省が手伝いますということをもつて言っていられまして、こちらから要請すれば、旅費とかそういうものも全くかからないようになってあります。全部国のほうが出してくださったような状況です。ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

では、引き続きまして、生徒指導状況報告の内容につきまして、お話ししたいと思います。

まず1番目でございますが、非行等問題行動の報告が10月中は1件もございませんでした。非常に珍しいなと思ひましたし、嬉しく思ひました。

2つ目でございます。不登校傾向でございます。

ご覧のようにグラフのほうをご覧になっていただくとわかりますように、随分と押さえ込んできていただいております、新規の方ですが、小学校が全体を見ますと55名、昨年度も55名、実は同数なのです、小学校は。これは、今年の積み残しがあり、非常に響いてしまっているという意味です。中学校は、非常にいい形で進んできておまして、昨年151名あったこの時期に、それが今回は134名となっております。意識を少しずつでも変えていかなければならないなと思っております。悪い傾向ではないと、校長先生方ともお話をしたところでございます。

続いて、交通事故でございます。小学校2件、中学校1件でございますが、1件は中学生が自転車自損事故、小学生が軽トラックとの衝突、同じく小学生が自動車との接触で、怪我になってしまったのは、軽トラックとの衝突で、左脚の骨折というものがございました。その子は今、車椅子で学校に復帰をしているところでございます。

続きまして、いじめに関するところでございます。10月中もいじめの認知が、小学校が118件、中学校が21件、解消した部分も多くございますけれども、解消したのが、小学校全体で42.5%、中学校は27.8%という形となっております。報告されているもので、特に2件、お話をしておきたいと思ひます。継続事案でござひます。

小学校5年生の女児でございますけれども、体調があまり良くなくて、登校中に倒れてしまったといようなお子さんがいらっしゃいましたが、少しずつ学校生活に対して不安がなくなっているようでございます。10月中旬に貧血の治療のために通院をしているということでございまして、朝の体調管理が難しいようということでございます。欠席は2日、遅刻が1、早退1というような形で10月を過ごしていますので、随分と改善はしてきていると思っておりますが、まだ、学校に対して大勢の子からいじめられたという経緯がございますので、なかなかののですけれども、10月に行われた運動会、宿泊学習にも全日程参加することができたということで、少し安心をしているところでございます。

これらの教育相談、様々な教育相談を受けておりまして、それらをもとに、11月は学校生活において、被害の児童がそのクラスに出来るだけ長くその場において学習できるようにしようということで、少し頑張ってもらったのですが、ちょっと頑張り過ぎて、最後には息切れをしてしまって、ちょっと欠席が続いているようでございます。負荷の見直しをしなければならないなと思っております。

もう1件、中学校の事案でございます。これは5月の認知件数で上がってきていた事案でございまして、5月のアンケートでいじめを受けていると報告を受けて以来、学級担任を中心にしながら、学習指導等の支援教員や学年職員、部顧問が本当に親身になって見守ってきていたわけでございます。友人関係のトラブルが続き、徐々に学級に入ることを嫌がり始めたということで、今は相談室の登校をしているところでございます。教科によっては学級で受けれるものもあるのですけれども、色々とありまして、トラブルが絶えないということで、気をつけなければならない事案でございます。加害者が特定できる場合には、その都度指導しているのですけれども、保護者連絡まで行っているのですが、事案によっては、加害者の特定に至らないケースがあって、対応に苦慮しているということで、誰がやったかわからないというような状況もまだ散見されているようでございます。心配な事例でございます。

続きまして、不審者声かけ事案でございますが、中学校1件でございます。

実害はなかったのですけれども、部活から下校中に、3、40代の男性の方が、マウンテンバイクに乗って、自転車で帰る道をふさがれてしまった。嫌だったので引き返したり、その道を通らないようにしたのですけれども、再度、下校を続けていくと、また現れて道をふさがれたということで、怖い思いをしたということでございました。警察にはもちろん通報してあります。

続いて、その他でございます。

虐待案件があります。小学校5件、中学校1件でございます。案件としましては、小学生5年女児の身体的虐待、小学校2年生も同じく身体的虐待、それから、4年生女児の身体的虐待、また、別な学校の4年生女児の身体的、そして心理的な虐待。兄弟における家庭内での母親からの虐待がありました。

中学生でございますけれども、これも身体的な虐待が1件報告されております。

10 議 事

【報告第84号、報告第85号】

◎教育長

それでは、議事に入ります。

本日の付議事件は、報告5件、議案2件でございます。

まず、報告第84号及び第85号を生涯学習課長からご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤です。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは始めに、報告第84号 令和2年度都城市人権啓発標語審査結果について、説明いたします。

人権啓発標語の募集につきましては、7月定例教育員会の報告第44号でご報告しましたとおり、8月の

人権啓発強調月間に係る事業の一環として実施したところです。

応募状況につきましては、お手元の資料の最終審査結果の一番下のほうに、応募状況を載せております。昨年度より117件多い5,211件の応募がありました。今回は一般の部の応募促進として初めての試みで、人権啓発推進協議会委員になっていただいている各企業は81団体に対しまして、応募の依頼文書を送付し、積極的な取組を促しました。その結果、社員の方からの応募があり、数としては少なかったのですが、5件程度提出いただいた企業もありました。最終的に一般の部の応募状況は、昨年度の129件より42件増えまして、171件の応募となりました。

続きまして、標語の審査方法ですが、お手元の資料に、令和2年度人権啓発標語選考要領を付けておりますが、その中の選考基準に基づきまして、まずは第一次選考で、小学生の部、中学生の部ともに学年ごとに5作品、一般の部で5作品を選考したところです。次に、最終選考は、都城市人権啓発推進協議会幹事会の委員15名に第一次選考作品を送付いたしまして、採点いただきました。そして、合計得点の高い作品からそれぞれ最優秀賞と優秀賞を選出し、10月26日に開催しました同協議会の第2回幹事会において承認をいただいたところです。

審査結果につきましては、お手元の資料の最終審査結果のほうをご覧ください。こちらのほうに最優秀賞、優秀作品を載せております。

もう一つの資料で、最終選考表を付けているところなのですが、こちらのほうにつきまして、小学生の部の最優秀賞につきましては、小学生の部の最高得点の点数のところを緑で塗り潰しておりますが、最高得点133点が2名出ましたので、第2回幹事会におきまして、幹事15名で採決を取り、多数決で最優秀賞を決定しました。最終的に小学校4年生の部の作品No.4番を最優秀賞と決めたところでございます。

また併せまして、小学生の部について最終審査結果表のほうをまた見ていただきたいのですが、小学生の部につきましては、1年生、4年生、6年生の優秀賞が祝吉小学校児童となりましたが、選考の過程では、学校名、氏名とも公表せず審査をいただいておりますので、結果が偶然であることをご理解いただきたいと思います。

あと、入賞作品は、本日お手元にお配りしておりますこちらのカラーのチラシが届いているかと思いますが、こちらの令和2年度都城市人権啓発特集号の最後の裏面になりますが、こちらのほうに今年度の表彰作品という形で掲載しております。この特集号は、12月に回覧板を通して各家庭に配布されますので、広く市民に紹介されることとなります。また、入賞作品の短冊を作成し、各学校、公民館、公共施設等に掲示するほか、市のホームページでも公開してまいります。

今回入賞された13名の方の表彰につきましては、本来であれば12月5日に開催予定の令和2年度都城市人権啓発推進大会内で表彰式を行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため大会が中止となりましたので、小・中学生の部については各学校へ、一般の部につきましてはご自宅等へ出向き、表彰状及び記念品の贈呈を行う予定にしております。

続きまして、報告第85号 臨時代理した事務の報告及び承認について、ということで、都城市放課後子ども教室活動サポーターの委嘱について、説明いたします。

今回は、姫城地区に開設しています姫城地区放課後子ども教室が、姫城地区公民館で開催し、現在、23名の児童の参加があります。スタッフは、コーディネーター1名男性、教育活動サポーター3名の計4名で運営しています。その中の教育活動サポーターのお一人が体調不良により退任されたため、代わりにスタッフを探していたところ、現在、スタッフであり宮丸西団地の自治公民館長でもある中島誠幸氏より推薦があったものです。お手元の資料にあります東野タツエ様を姫城地区放課後子ども教室の教育活動サポーターとして委嘱するものです。

東野様は、洋装店を営んでおられた経験があり、年齢は79歳と高齢ですが、非常に元気で、活動的で、

民生委員・児童委員等もされていた経歴もお持ちです。委嘱日は、令和2年11月11日付で、委嘱期間は令和2年11月11日から令和3年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。報告第84号 都城市人権啓発標語審査結果と報告第85号 都城市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、この2点につきまして何か質問がありましたらお願いします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。人権啓発標語の募集につきまして、一般の部から171名の応募があったということで、とても嬉しく思っております。一昨年度非常に少なく、昨年度はまた保護者の方々にも呼びかけるような工夫をしていただきまして増えてまいりましたが、今回は一般企業のほうにも提案されたということで、工夫されながら募集していただいているのを本当に嬉しく思っております。

できるならば、高齢者の方にもターゲットを絞っていただいて、標語の募集をかけていただくと、また、人権啓発に関する輪が広がっていくのではないかと思いますので、またご審議いただければありがたいです。

●生涯学習課長

わかりました。今年は各地区公民館で開催します高齢者学級等も活動が中止になりましたので、高齢者クラブ等にも今のご助言を受けて、今までやったことがございませんので、一般の部としてひとくくりで募集しておりますので、そういうふうに分けてまた、高齢者の方にもお願いしたいと考えます。ありがとうございます。

○岡村委員

よろしく願いいたします。

○赤松委員

昨年に比べて応募総数が増えているということは何よりもいいことだと思えます。それぞれの応募された方が相当時間をかけて人権について考える。そして、言葉を選び、自分の言葉で作り上げていく努力は本当に大事な活動だと思えます。これからもどんどん増えていくことを今後も進めていただけたら、素晴らしい成果が上がっていくのではないかと思います。

●生涯学習課長

事前に校長会等でもお願いをいたしましたので、学校の先生方のほうからもご協力いただいた結果だと感じております。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第84号及び第85号を承認いたします。

ありがとうございました。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第82号、報告第83号】

◎教育長

続きまして、報告第82号及び83号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

●学校教育課長

よろしく申し上げます。

それでは、学校教育課報告につきまして、ご説明いたします。

報告第82号 臨時代理した事務の報告と承認について。小規模特認校制度を利用した入学、本年度小規模特認校制度を利用した入学・転入学の児童・生徒については、別紙のとおりです。なお、本市の小規模特認校は夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

続きまして、報告第83号 臨時代理した事務の報告と承認について。令和2年度都城市少年補導員の委嘱について。

令和2年度都城市少年補導員について2名の追加があり、別紙のとおり委嘱いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、PTA 総会等が延期や中止となり、5月中に少年補導員の選出ができなかった学校について、遅れての委嘱となっているところです。現在の補導員総数は180名でございます。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

報告第82号及び83号につきまして、何かご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第82号及び第83号を承認いたします。ありがとうございました。

●学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第81号、議案第31号】

◎教育長

続きまして、報告第81号及び議案第31号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしくお願いたします。

●教育総務課長

教育総務課です。

報告第81号 専決処分した事務 都城市教育委員会名義後援、共催について、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。

名義後援につきましては、令和2年10月15日から11月11日までに承認したもので、5件を承認しております。いずれの事業も、都城市教育委員会の名義後援の承認に関する要綱にあります対象事業、対象団体に該当するため、承認しております。共催につきましては、同期間での申請はありませんでした。

以上で、報告第81号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 都城市学校施設長寿命化計画の策定について、ご説明いたします。

都城市学校施設長寿命化計画概要版の1ページをご覧ください。

7月の定例教育委員会で、本計画の策定委員会の設置につきましてご報告しておりましたが、策定委員会での審議を経て素案ができましたので、ご説明いたします。

本計画は、都城市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設を対象とした個別施設計画として、施設の長寿命化や効率的・効果的な維持管理を行うための具体的な管理計画として策定いたします。計画期間は、令和3年度から令和42年度までの40年間を整備保全計画としますが、具体的な整備計画は、直近5年間の分を記載しています。対象施設は、幼稚園3校、小学校36校、中学校18校、学校給食共同調理場5施設の62施設ですが、本計画では小・中学校の413棟を中心として実施計画を策定いたします。

2ページをご覧ください。

まず、学校施設の保有状況です。グラフの横軸が建設年度、縦軸が面積を表しています。築50年以上が10%、築40年以上50年未満が21%、築30年以上40年未満が29%、築20年以上30年未満が17%を占めていますので、築30年以上の建物が全体の6割、築20年以上の建物が全体の約8割ということになります。一方、児童・生徒数の推計では、令和6年度までは生徒数はほぼ横ばいですが、児童数は徐々に減少すると予測されます。

次に、学校施設の維持管理コストを見てみますと、直近5年間の平均は10億2,000万円ですが、今後は老朽化した建物が増えることから、維持修繕費の増加、空調機設置に伴う光熱水費の増加が見込まれ、施設関連経費は増大するものと想定されます。

3ページをご覧ください。

学校施設の老朽化状況の調査把握につきましては、耐震性などがあるかどうかの構造躯体の健全性評価と構造躯体以外の劣化状況で判断いたします。

図をご覧ください。

- ① の構造躯体の健全性評価は、耐震診断の結果などから長寿命化改修が可能かどうかということ来判断してまいります。また、②の構造躯体以外の劣化状況の把握は、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の劣化状況で判断いたします。屋根・屋上、外壁は目視による評価、内部仕上げ、電気設備、機械設備は経過年数による評価となり、それぞれAからDの4区分で評価いたします。部位の評価点は、Aが100点、Bが75点、Cが40点、Dを10点とします。その評価点に部位のコスト配分をかけて60で割ったものが、健全度になります。数値が小さいほど劣化が進んでいることを示しています。

4ページをご覧ください。

学校施設の健全度の調査結果です。小学校257棟の健全度の平均は76.1点、中学校156棟の平均値は73.5点でした。健全度が40点未満の建物は優先的に長寿命化改修等の対策を講じることが望ましいとされており、評価を行いました413棟のうち18棟が健全度40%未満となっております。中程から下は、各部位の劣化の状況を写真でお示ししているところです。

5ページをご覧ください。

計画の基本方針です。本計画は、1ページでご説明しましたとおり、都城市公共施設等総合管理計画に基づくものです。総合管理計画では、内容の適正化、管理の適正化、総量の適正化、財政の適正化の4つの適正化を基本方針としております。学校施設長寿命化計画では、学校施設の長寿命化を図り、安全・安心な教育環境を確保することを基本方針とし、内容、管理、総量、財政の適正化については、それぞれ記載のとおりでございます。

改修等の方針としましては、長寿命化の推進、予防保全への転換を図り、コストの縮減、予算の平準化を図ってまいります。目標耐用年数は、鉄筋コンクリート造・鉄骨造は80年、木造は50年とします。

6ページをご覧ください。

改修周期です。従来の保全状況は、建設後40年から50年で建替えを行ってまいりましたが、長寿命化では建設後約20年で機能回復のための中規模改造、約40年で機能向上のための長寿命化改修、約60年で機能回復のための中規模改造を行い、約80年使用することとしております。改修等の整備水準は、安全面、機能面、環境面を確保するための改修を行い、財政の平準化、多様な学習環境確保等の社会的ニーズに対応してまいります。また、健全度が40点以下となっている建物を優先し、児童・生徒数の推移等を加味しながら、効率的、効果的な施設整備を進めてまいります。

7ページをご覧ください。

ライフサイクルコストの試算・比較です。事後保全型が6ページの従来の保全状況で、築40年で建替え

を行った場合の試算です。40年間の総額が1,240億円となります。それを長寿命化型に切り替えることで、40年間の総額が1,164億円となり、76億円のコスト削減を図ることができます。試算結果の欄の総額が1,165億円、削減額が75億円と記載しておりますが、上の図にありますように、40年間の総額1,164億円となりますので、大変申し訳ございませんが、本文の修正をお願いいたします。

しかしながら、この直近5年間の施設関連経費の平均が10億2,000万円かかっておりますので、今後40年間その2.8倍が必要となることとなります。

8ページをご覧ください。

各事業の方針と5年間の実施計画を掲載しております。

予算につきましては、毎年、予算要求、議会承認等の手続が必要となりますので、施設状況、財政状況、社会状況により、この計画に変更が生じる場合もございます。その場合は、適宜見直しを図ってまいります。

9ページには、長寿命化計画の継続的な運用を図っていくための方針を掲載しております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第81号及び議案第31号につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございます。

4番の実施計画のところなのですが、ライフサイクルコストの試算比較をすると、従来型では令和23年度に突然高くなっているところがあります。長寿命化型ではここがうんと下がっています。その前のほうも削減部分があるわけですが、この23年が改築のところになるわけですか。これがなくなるから、長寿命化型では削減ということになるのですか。

◎教育長

まず、どんと飛び出ているところが一体何なのかをご説明いただいて、そして、説明をお願いします。

○濱田委員

20年目ですよ。23年が20年目にあたるので、ここを長寿命化型にすることで中規模改築公費が削減されるのですね。

●教育総務課

今後10年間では、築40年を迎えた施設が現在ありますので、そういったものを改築、建替えしていくとした場合に、令和23年頃に建替えた施設に対しての改修が一気に集まっていく形です。それを今回、長寿命化することで、建替えが減りますので、これが23年度のところで削減されるということです。

○濱田委員

紫色の長寿命化改修というのは、コストが改築に比べては下がっているわけですが、それで環境維持はできる工事にはなるということでしょうか。

●教育総務課

そうですね。基本的には長寿命化改修においては、構造躯体を残しまして、外装、内装、設備等を全て更新しますので、環境のほうは整うものと考えております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○赤松委員

長寿命化計画という言葉は私、初めて目にしたのですが、傷んできたから建替えますよとか、改修しますよとかじゃなくて、発想そのものが公共的な施設を沢山管理している立場には必要なことだと強く感じました。こんなすばらしい計画があるのかと思って、改めて送っていただいた資料を見せていただいて、わからないところも沢山あったのですが、課長さんの説明が非常にわかりやすく、極めて大切な考え方なのだと感じました。

◎教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第81号を承認しまして、そして、議案第31号につきましてはそのまま進めていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

●教育総務課長

ありがとうございます。

【議案第32号】

◎教育長

それでは、議案第32号につきまして、教育部長からご説明をいただきます。よろしくお願ひします。

●教育部長

それでは私のほうから議案第32号 令和2年度12月補正予算につきまして、概要をご説明させていただきます。

まず、歳出予算の説明をいたしたいと思えます。

1枚めくっていただいて、黄色い令和2年度12月補正予算教育委員会歳出のページをお開きいただきたいと思えます。

表の右から2列目が、今回の補正額になりますけれども、全体で一番下の段になりますけれども、7,955万3,000円の増額補正を行うものでございます。

それでは、主な歳出予算につきまして、ご説明申し上げたいと思えます。

今回の補正予算につきましては、小・中学校のICT化の推進事業、あるいは、新型コロナウイルス感染症対策のほかに、台風10号によります被災に伴う施設修繕等に要する経費を増額しているものでございます。

それでは、次のページをめくっていただきまして。委員会説明資料の7ページをお開きください。

7ページの上段をご覧くださいと思えますけれども、ICT化推進事業によります児童・生徒一人一台のPC端末の整備を現在進めているところなのですけれども、納品されました端末を教育クラウド等に接続をするための設定でありますとか、あるいは、使用マニュアルの作成を行うための委託費のほかに、遠隔学習機能を持たせるためのウェブカメラを購入するための備品購入費、こういったものを今回増額補正するものでございます。同様に、9ページの下段の中学校の事業費につきましても同様に、増額補正を行うものでございます。

次に、少し、戻りまして4ページをお開きください。上段、それから下段に新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生用品等を整備するための必要経費を増額補正するものでございます。

さらに、同感染症対策といたしまして、7ページをご覧ください。7ページ下段、小学校教材整備事業におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係ります教材整備に要する経費を増額するものでございます。同様に、10ページの上段に中学校の事業費も同様に増額補正をするものでございます。

最後になりますけれども、冒頭申し上げました台風災害に伴います施設修繕料、あるいは委託料につきまして、各小・中学校の校舎等のものでありますとか、あるいは体育施設、文化財課が入っております菖蒲原町の別館、あるいは美術館の屋上防水の修繕のための修繕費等を増額補正をしているものでございます。

以上の歳出補正に伴いまして、財源の手当てを行うための歳入予算の増額補正等も併せて行っているところでございます。

以上、12月補正の予算につきましての説明を終わらせていただきます。

◎教育長

今度の12月議会における補正予算の案でございますけれども、これにつきましては、何かご質問等ありましたら、よろしかったでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

お伺いしたいことが2つあります。一つは、4ページの新型コロナウイルス感染症対策経費としまして、空気清浄機を購入するようなかたちになっておりますが、どこに設置するのかということ、保健室関係のかなと思ひまして、お伺いしたいところです。

それからもう一点は、7ページの小学校の教材整備事業、新型コロナウイルス感染症対策の教材を整備するというところでありますけれども、同じく中学校のほうには次ページですね、教材備品を整備するためということで、液晶テレビ3個という記載もございますが、これも各学校には配置されているのではないかなと思ひまして、例えば、保健室に設置するとか、そういうような計画で購入が予定されているのかということ、この2点をお願いいたします。

●教育部長

まず、今回の新型コロナウイルス対策費につきましては、一回国のほうに要望を上げまして、今回は第二弾ということになります。今回の第二弾の要望につきましては、それぞれの学校が要求するものを取りまとめて、補助金としていただくという形になっております。1回目場合は、ある程度教育委員会のほうで、こういったものを統一していこうということで購入したのですが、今、申し上げましたように、今回の2回目の要望につきましては、それぞれの学校が要求するものを購入していく。その中で、今ありました空気清浄機というものが、全校ではないのですが、幾つかの学校で、例えば、大王小でいうと15台とか、そういったかたちの台数が要望されておりますので、教室で使うことになるのだらうと思ひます。

同様に、テレビあたりも、先ほど申し上げたように、学校のほうでそれぞれ要望を上げた中で、上がってきておりますので、台数が、そんなに沢山ではありませんけれども、場所まではわかりませんが、それぞれ学校が要求しているものを今回、それぞれ上げているということになります。

○岡村委員

ありがとうございます。

例えば、空気清浄機などはどういう場所で使うのが一番適切なところなのだろうと思ひまして、各学校で要求されたものということで、了解いたしました。また液晶テレビにつきましても同じ内容ということで、わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

液晶テレビとセットのスタンドなのですが、これについては、中学校は特別教室についていないとか、少人数教室がどんどん増えているのですが、そこまで入っていないというのもあるので、新たに追加で頼まれているようなことでした。

○岡村委員

コロナ対策費ですか。

◎教育長

コロナ対策の一環として、少人数化します。というようなことも含めて、とにかく今回は現場が言うことをそのまま上げてくださいという国のご厚意なので、そのまま上げさせていただいたということになります。

○赤松委員

細かいことですが、4ページの下の段の事業名は確固書きに中学校と書いてあり、下のほうに小学校と、これは中の間違いだと思えますけど。細かいことですが。

◎教育長

本当ですね。事業名は中学校になっているのに、事業内容が（小学校）と書いてあります。

ありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。

それでは、議案第32号 12月補正案につきまして、このとおりよろしくお願ひしたいと思います。

それでは今から、3時ちょっと過ぎまで一旦休憩を取りたいと思います。

〔休憩〕

11 その他

◎教育長

それでは、休憩前に引き続き、会議を進めます。

その他という形でお願ひをしてあるものです。

まずは、こども課から今日はお出でになっていただいております。

●こども課副課長

こども課の角井と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

第二期みやこのじょうこども未来応援計画案について、説明に本日伺いました。よろしくお願ひします。

まず、2ページをご覧ください。

平成25年度に国は子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、子どもの貧困対策の推進に関する法律を成立し、翌年には子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところです。国はさらなる推進を目的として、令和元年度に法律と大綱を一部改正しました。本市においても、国の法律や大綱、県の計画を踏まえ、平成29年度にみやこのじょうこども未来応援計画を策定し、現在、第二期計画を策定しているところでございます。

3ページをご覧ください。

第二期計画につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間の計画となっております。これは、本計画が子ども・子育て支援事業計画と関連性のある計画であるため、周期を合せているところでございます。

4ページをご覧ください。

この計画の策定に当たりまして、保護者、子ども向けのアンケートをさせていただきました。こちらのほうは、学校の全面的な協力をいただきまして、無事に終えることができました。ありがとうございます。

概要につきましては、7月から8月にかけて、保護者と児童・生徒向け、保護者につきましては市内の小学1・4・6年生、中学3年生の保護者の方、そして児童・生徒につきましては、小学6年生と中学3年生につきまして実施させていただきました。このほかに、県立の泉ヶ丘高等学校附属中学校ときりしま支援学校、そして、さくら聴覚支援学校の児童・生徒さんの分も含めて、親御さん等も含めて実施させていただきました。

調査方法につきましては、保護者の方につきましては、学校を通じてアンケートを配布させていただきました。児童・生徒さんにつきましては、学校を通じて配布・回収をさせていただきました。保護者の方につきましては、回収率が54.8%となっております。第一期計画の30%に比べてかなりの回収率で回収が行えたところです。こちらのほうは、近年、新型コロナウイルスのほうで回収率が下がるのではないかと心配していたのですが、逆にそのことで回収率が上がったのではないかと推察しているところです。児童・生徒につきましても、学校で実施していただきましたので、96%弱の回収率となっております。保護者用のアンケートにつきましては、収入等もお聞きしているところです。保護者用アンケートからの算出では、市内の生活困難世帯ということで、15.9%の方が市内で生活困難ということで回答いただきました。前回、平成29年度は18.75%ということで、前回から改善はしているところです。国と市の調査方法と異なるため、一概に比較することはできないのですが、国の子どもの貧困率ということで言いますと、平成27年に13.9%だったものが平成30年度に13.5%となっていて、全国的にも改善をしているところですが、依然として7人に1人の子どもさんが貧困状態にあるというところがございます。

5ページをご覧ください。

アンケートにつきましては、民生委員・児童委員の方、子どもさんに関わる支援を行っていらっしゃる団体の方にもヒアリング、アンケート等をさせていただきました。ヒアリングにつきましては、市が委託している無料で子どもたちへ学習支援事業を実施していただいている9団体を含めて13団体へ実施したところです。民生委員さんたちからは、どこまで支援していいかわからないとか、関わりの難しさ等についてのご意見もありましたし、子どもさんへの親御さんの関わりが重要ということで、その重要性等もご意見をいただいたところです。関係団体の方からは、人材育成の課題についても上げられたところです。

6ページをご覧ください。

子どもの貧困対策について、特に重要な項目について、数値目標を設定して取り組んでいくということで、数値目標を掲げています。大きく3つに分けておりまして、生活保護に関する子どもの指標とスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに関する指標、そして、ひとり親に関する指標ということで、大きく3つに分けて指標を表しています。

1番から6番目に関してなのですが、国の大綱の中から指標を出しておりまして、下のほうの7、8、9は市独自の目標ということになっています。3番目と7番目は、生活保護世帯に属する子どもさんの大学進学率と高校卒業後の就職率になっているのですが、こちらは両方合わせて90%以上を目標としていて、こちらは、分母が子どもさんが少ないということで、分母が少ないので、一人のことでパーセンテージが大きく左右するというので、目標値をこのようにさせていただいたところです。

次の7ページをご覧ください。

7ページのほうに基本理念、基本方針が掲載してございます。こちらのほうは、基本理念につきましては、国の法律、大綱等で掲載してあるのですが、第一期目と変わったところが、第一期目では、「将来に夢や希望を持って」ということだったのですが、もう既に現在困っている子どももいるということで、「現在及び」ということで、「現在及び将来に」ということになっております。「安心して育つことができる」という文言を追記しております。基本方針につきましては、子どもの貧困対策に取り組むということで、今まで貧困対策に取り組むということだったのですが、その後の貧困対策ということで、強調して取り組むということで示しています。

下のほうの方策、方針等についてなのですが、こちらのほうが対策の柱が左のほうに掲載してありますが、2番目と4番目が法律のほうで、若干言い回しが変わっておりますので、こちらが法律に従いまして変更させていただきました。

具体的な取組のところは、第一期目とほぼ同じなのですが、柱の1の(2)の②に、幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進というところがあるのですが、第一期では、保育の量の確保が書いてございませんでしたので、こちらの量の確保を記載することとしました。

大きい柱の2番目の(1)の①、関係団体が連携したネットワークの構築ということで、子どもの貧困対策の取組に関係団体が連携して取り組むことが重要ということで、こちらのほうも追記させていただきました。

大きい柱の2番目の(2)の③、子どもの健康づくりに関する支援、こちらのほうも第一期目で掲載がほかの部分に入っておりますので、こちらも強調して取り組みたいということで、追記して書かせていただきました。

以上が大きな変更点です。

最後になりますが、パブリックコメントを12月1日から1月5日まで実施したいと考えております。委員の皆様にもご意見をいただきますよう、後日書類をお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。

第二期のみやこのじょうこども未来応援計画について、ご質問があればよろしくお願いします。

今見たばかりなので、なかなかかもしれませんが、パブリックコメントが12月1日からというお話がありましたので、どうしてもその中で質問を含めた形でお答えいただくとありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

続きまして、総合政策課からお話があるということでございます。

●総合政策課主査

よろしくお願いします。

◎教育長

総合政策課は教育大綱についてでございますね。では、ご説明のほうをお願いいたします。

●総合政策課主査

教育大綱につきましては、総合教育会議等で皆さんのほうに協議いただきまして、協議の結果の大綱版ということで、今回パブリックコメントを実施させていただきました。その結果、ここにお渡ししたA3の資料にありますように、17名からご意見いただきまして、そのご意見と一応、回答案のほうを作成させていただきました。

つきましては、この回答案を確認いただいて、皆様からご意見をいただきたいと思ひまして、今回、資料を作成させていただきました。今回、資料と一緒に、これを企画するに当たって、今回のパブリックコメントにかけた案と現行の教育大綱を資料と一緒に付けさせていただきました。こちらにつきましては、今全部読んですぐ意見くださいというのもなかなか難しいことですので、お時間を取らせていただいて、皆様からご意見いただければと思ひしているところです。

その中で、1か所だけ1点だけ、3ページ目の13の(4)、こちらだけ回答のほうが空欄になっているかと思ひます。こちらが学力向上、教育大綱案の8ページをご覧ください。案と書いてあるほうです。第二期都城教育大綱(案)の8ページ、両方同じなのですが、今の現行の都城市教育大綱でも8ページになります。こちらの施策方向性1の子どもの学力を伸ばします、というところの項目なのですが、現

行の教育大綱案では、こちらに「家庭や地域との連携」という文言が入っているのですが、こちらが第二期の案には入っていないと。そういったところは必要はないのかというようなご質問をいただいたところです。

これについては、私どものほうでも検討させていただいたのですが、学力向上に関する内容であって、総合政策課でなかなか回答するのは難しいのかなというところで、皆様にご意見をいただきたいと思ひまして、今回こちらを特にご意見いただければと思っているところです。

家庭や地域との連携というのは、もちろん、どの場面でも必要になってくるものだと思います。第二期の案においても、施策方向性の2においては、「キャリア発達に関する連携として学校、家庭、企業等の地域社会との連携の強化」という文言であったり、施策報告性8においては、「コミュニティスクールの推進」ということで、「保護者や地域住民との連携」の記載があるかと思ひます。そういったところにも連携という内容においては記載があるのですが、この学力向上というところにおいても記載が必要なのか。仮に必要ということであれば、どういったところ、学力向上に向ける面で必要なかというところを、ご意見いただければと思っているところです。

◎教育長

これは何で外れたのですか。

●総合政策課主査

それが私も、これが外れるに当たっては、昨年度の第二回総合教育会議の際の資料のときには既に外れておりまして、前担当にも確認したり、前の資料を全部見たのですが、なぜ削除したかということについては触れている記載がなかったもので、私もちょっと、ここは申し訳ないのですが、こちらの記録がしっかり残っていなかったもので、こちらのミスかと思うのですが、ここに記載がなく。内容としては、ICTとかそういったところの、今回の国の教育振興基本計画のところ、特に力を入れる取組の記載を同じようなところで行っておりまして、それを記載することで外れてしまったのかなという推測でしかないので、今回はICTの効果的な利活用等の記載が同じところにございまして。

○赤松委員

完全に別の要素ですよ。

●総合政策課主査

そうですね、内容としては別になるので。

○赤松委員

それで、今後の進め方はどうなるのですか。

ここで意見を出さなければいけないのですか。

●総合政策課主査

もちろん今、この場でご意見があればいただきたいというのが一つありまして、全体としては、皆さんどれぐらいで日程としてご意見いただけるかなのですが、大体2週間程度では意見もらえるでしょうか。そのぐらいで一旦、全体として意見をいただきましてというところだったので、それまでにまとまったご意見をいただけるのであれば、そこも含めてということで考えていたのですが、

◎教育長

2週間。ということは、12月10日あたりまで。

●総合政策課主査

そうですね。

◎教育長

議会の一般質問が終わって、であれば大丈夫でしょうか。

○赤松委員

私どもとしては、教育委員個々としてそちらにお返しするというよりも、教育委員としてのそれぞれのものを出し合って、教育委員全員の総意としてこう考えますというふうにお返すほうがいいのではないかと私は思っておりますけれども、そうすると、個々のやりとりではなくて、どこかで委員が集まってそのことを検討する場も必要になるかと思うので、その辺の部分はきちんと時間を保障していただきたいと思っております。

◎教育長

次の定例会は1月6日です。そこまで待てますか。

大綱の発表はいつになるのですか。

●総合政策課主査

大綱の発表自体は、現行が3月までになりますので、令和3年の4月が策定ということになります。

◎教育長

その前に。回答しないといけないですよ。

●総合政策課主査

そうですね。

◎教育長

その回答はいつまでにすればいいですか。

●総合政策課主査

回答案は庁議にかけないといけないので、2月の庁議に上げる予定になっておりまして、そうすると、1月の部長会議に上げないといけないということになりまして、1月6日までに基本的には確定させないといけないということになっております。

●教育総務課長

1月20日が部長会議になりますので、その資料提出、事前の協議が1月6日までということでしたので、総括に了承をいただければ遅れてもいいのではないのでしょうか。次回の定例教育委員会の中で時間をとって、意見をまた後ほどいただいたものを一本に集約させていただくというのはどうでしょうか。

◎教育長

そうしたら、事前にデータでもらい、色々書き込んだり削除してもらったりして、椎屋さんのほうにそれを送ってもらえばいいかなと思います。

○赤松委員

その意見というのは、パブリックコメントで市民の皆さんがこの考え方に対して提供された意見ということですね。回答案がそれを事務局が、総合政策課がこういうふうにお答えしますよというものを作るのですか。

●総合政策課主査

そうですね。

○濱田委員

パブリックコメントで市民の方から送られてきた意見に対してどう答えるかということなのか、大綱の文書のほうを修正したほうがいいのかどちらでしょうか。意見を我々教育員会に求めているのですね。

○中原委員

いわゆるこの回答案の内容でいいのかと。

●総合政策課主査

そうですね、まずそういうふうになるかなと。

○赤松委員

これは回答されたものなのですか。

●総合政策課主査

まだ回答はしていません。回答の案です、あくまで、こういった回答をうちのほうでは考えておりますと。

例えば、うちのほうでは、こういった意見ももっと中で反映させてくださいという意見があると。うちのほうでは、その考えについては、別のところで記載しているから今回の大綱には入れませんよとしていますけれども、教育委員の先生からしましたら、これは入れたほうがいいのではないかとということがあって、この回答を訂正するというか、内容を変えるということであれば、その旨のご意見をいただきたいと思います。

○濱田委員

今言われた13の4以外の話ですね。

●総合政策課主査

そうですね。

○濱田委員

ちょっと見直さないといけないですね。

●総合政策課主査

そうですね。

○濱田委員

大綱の文面は、この前の総合教育会議でもこれでいきましょうということに決まったのだと思っていたのですが。

●教育部長

市役所の中でこれが最後のルーティンではないけれども、必ずこれをやった上で、市民の意見を吸い上げた上で最後に確定をしていくというやり方の中の一つなので、先ほどから言っているように、市民の方の意見が妥当なものであれば、場合によっては最後に修正を加えることもまれにあります。

○中原委員

そうなのですか、反映するのまれなのですか。

◎教育長

やはり、相当、作り込んで作るの、実はそこだけ見ている方もいらっしゃるのですね、全体を見ないで、そこだけ見て、あら、これ違っているじゃないのという。実はそれがこっちに移っていますとかいうようなことも、後でちゃんと言えるので、そういうことではあったと思います。

○赤松委員

こちらのほうの部分で、これまでと変わったところはないのですね。前回意見を提出した分から変わったところはないのですか。

◎教育長

ないですね、この前の総合教育会議のままですね。

●総合政策課主査

これは、総合教育会議の際に1点だけ変わったところも反映しているものになります。

◎教育長

そうしたら、そういう形で、椎谷さん取りまとめをしていただけますか。

ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

●総合政策課主査

よろしく申し上げます。

○岡村委員

椎屋さんにはいつまで回答とかあるのですか。

●教育総務課主幹

12月の16日までということで、よろしく申し上げます。

○赤松委員

すみません、さっき連携とかという言葉が抜けているということは、説明の中では施策の方向性の8でそれをコミュニティスクールとか、そこで謳っているから、一からなくてもいいですよという考えですか。

●総合政策課主査

そういった考えも、結局、学力向上とコミュニティスクール、もちろん関係のあることだとは思いますが、そこに入れれば、学力向上のところに入れなくていいのかという判断が、申し訳ございません、私どもでどうしてもつかなかったと。

○赤松委員

それは考えておられたわけですか。

●総合政策課主査

そういったところが入っているからここで削除されたかもしれないという課内でも検討はしていたのですけれども、なかなかそれを落していいという理由にそれがなるのかというところが、判断がどうしても。

○中原委員

中見出しの中でだと全てちゃんと網羅しているけれども、小見出しの中だとなくても集約していますよという説明がつくかどうかということですね。

●総合政策課主査

そうです。それだと弱いような気もしまして、根拠として。

よろしく申し上げます。

◎教育長

それでは、その他で何かございますか。

●教育総務課主査

私のほうから最後に、委員の皆様の日程に、12月、1月の日程についてお話しさせていただきます。

両面1枚のスケジュール表のほうをお配りさせていただいております。ピンクでマークしてあるところが委員の皆様にご出席いただく行事等が入っているところになります。

まず、令和2年12月3日、木曜日です。この日は、縣市町村対抗駅伝結団式がコミュニティセンターでございまして、赤松委員のほうに出席をいただく予定となっております。

先に、11月27日、今週の金曜日から12月議会が始まります。12月4日から12月10日までが一般質問。12月11日、14日が今のところ文教厚生委員会が開催される予定となっております、議会の最終日が12月16日の予定となっております。

年が明けまして、1月3日、日曜日、裏面をご覧ください。

泉ヶ丘附属中学校の成人式に岡村委員に出席をいただきます。同じ日の志和池地区の成人式に濱田委員にご出席をお願いしております。明るる日の1月4日、月曜日になりますが、沖水地区の成人式に中原委員、妻ヶ丘地区の成人式、総合文化ホールで行われますが、赤松委員に出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、1月6日、水曜日の13時30分から1月の定例教育委員会を開催いたします。

続きまして、同じ行事になりますので続けて日にちを申し上げさせていただきますが、1月8日、金曜日、

1月12日、火曜日、1月14日、木曜日、1月15日、金曜日に学校経営ビジョンに係る協議及び教職員評価に伴うフィードバックということで、おそらく学校教育課のほうから案内が既に行っているものと思いますので、ご出席をお願いしたいと思います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

日程については何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和2年12月定例教育委員会の全てを終わります。